

令和2年度 大阪府 ICT導入支援事業 補助金交付申請等の手引き

1. 目的

介護事業所におけるソフトウェア、タブレット端末等(以下「ICT」という。)の導入支援を行うことにより、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進に資することを目的とする。

2. 補助金の概要

補助対象事業者	介護保険法による指定又は許可を大阪府内で受け、介護サービスを提供する事業者
補助対象ICT	<p>次に掲げる(1)又は(2)の要件のいずれかに該当し、かつ、(3)の要件を満たすものとする。タブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等のみを導入する場合は、(1)アの要件を満たすソフトウェアを既に導入していなければならない。また、ネットワーク機器の購入・設置、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に要する経費については、(1)又は(2)の要件を満たすICT導入に係る経費でなければならない。</p> <p><u>(1) ソフトウェアに係る要件</u> 次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。 ア 記録業務、情報共有業務(介護事業所内外の情報連携を含む。)及び請求業務について転記等の付随業務が発生することがないように一貫したサービスを提供するソフトウェア又はクラウドサービス(以下「介護ソフト」という。)であること。 イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等(居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。)にあつては、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(令和元年5月22日老振発0522第1号及び令和2年3月26日老振発0326第1号厚生労働省老健局振興課長通知)に準じたものであること。 ウ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること。有償・無償を問わない。 エ 研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <p><u>(2) ハードウェアに係る要件</u> 介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等であり、介護サービスの提供のために使用するものに限る。なお、本事業により導入するハードウェアに、職員の出勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に利用することは差し支えない。</p> <p><u>(3) 個人情報保護に係る要件及び情報収集の協力要件</u> 十分なセキュリティ対策を講じているものであること及び厚生労働省が構築するデータベース「CHASE」による情報収集に協力すること。</p>
補助対象経費	次に掲げるICTの購入、リース等(当該年度分に限る。)に要する費用 ・タブレット端末 ・スマートフォン ・ソフトウェア(標準仕様やCHASE開発の際の対応のための改修経費も含む。) ・ネットワーク機器(Wi-fiルーター等)の購入・設置費 ・クラウドサービス

	<ul style="list-style-type: none"> ・保守・サポート費 ・導入設定に要する経費 ・導入研修に要する経費 ・セキュリティ対策に要する経費 ・ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費 																																	
補助対象とはならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・開発の際の開発基盤のみのソフトウェアの導入に要する経費 ・ネットワーク通信費 ・事業所に置くパソコンやプリンター ・消費税及び地方消費税 																																	
補助金の額	<p>補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計に1/2を乗じた額を算出し、以下の表の第1欄に定める職員数に応じた第2欄の基準額と比較して、少ない方の額を補助額とする。</p> <p>なお、第1欄に定める職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員の職員については、従事する業務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>1 職員数</th> <th>2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上 10名以下</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>11名以上 20名以下</td> <td>1,600,000 円</td> </tr> <tr> <td>21名以上 30名以下</td> <td>2,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>2,600,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	1 職員数	2 基準額	1名以上 10名以下	1,000,000 円	11名以上 20名以下	1,600,000 円	21名以上 30名以下	2,000,000 円	31名以上	2,600,000 円																							
1 職員数	2 基準額																																	
1名以上 10名以下	1,000,000 円																																	
11名以上 20名以下	1,600,000 円																																	
21名以上 30名以下	2,000,000 円																																	
31名以上	2,600,000 円																																	
選定方法	<p>要件を満たす申請が補助総額を超えた場合に限り、府が定める優先順位により予算の範囲内で補助対象事業者を決定することとし、府が定める優先順位は以下のとおりとする。なお、同一優先順位内に複数の補助対象事業者が存在した場合は、事業計画書（様式第1号別紙(1)）の「ICT導入により期待される効果」の大小により順位付けすることとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>補助対象経費の内容</th> <th>介護サービスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>介護記録、情報共有及び請求業務を一貫して行うことができる介護ソフトを初めて導入する事業所 (既に導入済であるソフトウェア、クラウドサービスに新たに業務機能を追加することにより、一貫して行うことができるようになる場合も含む。)</td> <td>居宅サービス</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>〃</td> <td>居宅介護支援</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>〃</td> <td>地域密着型サービス</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>〃</td> <td>施設サービス</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>〃</td> <td>医療みなし</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>一貫して行うことができる介護ソフトは導入済でハードウェア等のみを導入する事業所</td> <td>居宅サービス</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>〃</td> <td>居宅介護支援</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>〃</td> <td>地域密着型サービス</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>〃</td> <td>施設サービス</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>〃</td> <td>医療みなし</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	補助対象経費の内容	介護サービスの種類	1	介護記録、情報共有及び請求業務を一貫して行うことができる介護ソフトを初めて導入する事業所 (既に導入済であるソフトウェア、クラウドサービスに新たに業務機能を追加することにより、一貫して行うことができるようになる場合も含む。)	居宅サービス	2	〃	居宅介護支援	3	〃	地域密着型サービス	4	〃	施設サービス	5	〃	医療みなし	6	一貫して行うことができる介護ソフトは導入済でハードウェア等のみを導入する事業所	居宅サービス	7	〃	居宅介護支援	8	〃	地域密着型サービス	9	〃	施設サービス	10	〃	医療みなし
優先順位	補助対象経費の内容	介護サービスの種類																																
1	介護記録、情報共有及び請求業務を一貫して行うことができる介護ソフトを初めて導入する事業所 (既に導入済であるソフトウェア、クラウドサービスに新たに業務機能を追加することにより、一貫して行うことができるようになる場合も含む。)	居宅サービス																																
2	〃	居宅介護支援																																
3	〃	地域密着型サービス																																
4	〃	施設サービス																																
5	〃	医療みなし																																
6	一貫して行うことができる介護ソフトは導入済でハードウェア等のみを導入する事業所	居宅サービス																																
7	〃	居宅介護支援																																
8	〃	地域密着型サービス																																
9	〃	施設サービス																																
10	〃	医療みなし																																
主な交付条件、留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT導入により得られた効果等について、大阪府が別に定めるところにより知事に報告するとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。(ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会は除く。) ・ICTの導入促進に向けて府が実施するICTの活用状況の調査、広報、見学等に協力するとともに、府が実施する説明会等に積極的に参加すること。 <p>※詳しくは補助金交付要綱を御覧ください。</p>																																	

3. 補助金交付手続の流れ

大阪府			介護事業者(法人)
令和2年 6月～8月	申請受け付け開始		事業の検討・申請準備 ・導入するICTの検討 ・見積書徴収 ・導入計画検討・策定
		←	交付申請
	審査		
9月頃	交付決定、事業所通知	⇒	交付決定後 ・発注、納品、支払【3月末までに】 ・継続使用、効果等まとめ
	審査	←	実績報告 (ICT購入・リース代金の支払いから一か月以内)
	額の確定 支払	⇒	
令和3年5 月末日ま で		←	導入効果報告

4. 申請方法

- 申請書類は、「大阪府ICT導入支援事業ホームページ
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/ict/index.html>)」からダウンロードできます。
日本工業規格A4サイズの内紙に片面印刷して使用してください。
- 申請書類は、できるだけパソコン等で入力し、印刷してください。
ボールペンで記入する場合は、黒色で丁寧に記入してください(消すことができるペンでの記入不可)。
- チェックリストで確認の上、交付申請書及び添付書類を郵送で提出してください(料金は申請者の自己負担)。持参、ファクシミリ、電子メール等による提出は受け付けません。

〈提出期限〉

令和2年8月31日(月)(当日消印有効)

〈郵送先〉

〒540-8570

大阪府大阪市中央区大手前二丁目

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課居宅グループ ICT導入支援事業担当

注

- * 記載内容について問い合わせをする場合がありますので、添付書類を含め、必ずコピーして保管してください。
- * 全ての書類が整った段階で申請を受理しますので、早めに添付書類を準備し、記載漏れや書類の不備がないか十分に確認した上で提出してください。
- * 提出書類に不備があった場合には電話、電子メール又はファクスで連絡します。
- * 申請書類は返却しません(交付決定されなかった申請についても同様です)。

※予算残額がある場合に追加申請を受け付ける場合があります。その場合は、本事業ホームページでお知らせします。

<問い合わせ先> 内容によっては回答に時間を要することがあります。

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課居宅グループ ICT導入支援事業担当

TEL:06-6944-7095

E-mail:kyotakujigyo@sbox.pref.osaka.lg.jp